

添付資料 4

評価・広報事業公募要領

事業者の提供する商品・サービスに係る温室効果ガス排出量
「見える化」の評価・広報事業の募集 公募要領

平成 22 年 9 月 24 日
(株) 三菱総合研究所
環境・エネルギー研究本部
電話：03-3277-5392
メール：mieruka-ji@mri.co.jp
URL: <http://rt-mieruka.mri.co.jp/>

環境省では、昨年度事業「リアルタイム「見える化」の推進のためのモデル事業」に引き続き、平成 22 年度においても、GHG「見える化」の取組を行う事業者を対象に、温室効果ガス排出量「見える化」評価・広報事業を実施することとしています。株式会社三菱総合研究所は環境省からの委託により、本事業の事務局として公募、事業実施、成果の普及等を行います。

以下、本事業の目的及び概要、事業内容、応募方法及びその他留意していただきたい事項を本公募要領に記載しています。応募される方は、本公募要領に従って応募下さいませよう、お願い致します。

1. 事業の目的及び概要

我が国の温室効果ガス排出量は、京都議定書に基づき基準年比（1990 年比）で-6%を求められています。2008 年度においては、金融危機の影響による景気後退に伴い産業部門を中心にエネルギー需要が減少したこともあり、2007 年度の排出量と比較して 6.2%減少しました。しかし、それでもなお基準年比では+1.9%であり、温室効果ガス排出削減対策は依然として喫緊の課題となっています。

その中でも、特に家庭部門、業務部門からの温室効果ガス排出量は基準年と比較して大幅に増加しており、今後の対策・施策の強化が必要です。さらに今後は、長期的・継続的な排出削減を目指す必要があります。そのためには国民や事業者の自らの活動に伴う温室効果ガス排出量の可視化・指標化を図り、具体的な行動の促進、ライフスタイル・ビジネススタイルの変革につながる仕組みづくりが重要となります。

その手法の一つとして、商品やサービス（以下、「商品等」と言う。）の温室効果ガス排出量を定量的に消費者に示す「見える化」のための算定・表示・活用方法の検討が様々な主体により行われており、その活用手法として、ある行動又は商品等の利用時のエネルギーの消費等に伴う温室効果ガスの発生状況を即時的に情報提供することも、利用者の温室効果ガスが削減されるような行動や利用パターンを促すことに有用であると考えられます。近年そのような機能を有した商品等が開発・販売される事例が徐々に見られるようになってきているところであり、これらの普及に向けた評価・広報事業を実施するものです。

なお本事業のねらいは、商品等の利用や行動時のエネルギー消費等に伴う温室効果ガス排出量を消費者に示す「見える化」の機能を有した商品等について、その「見える化」の機能の効果の評価手法及び評価結果を第三者が検証し、温室効果ガスの「見える化」についての知見を集積するとともに、その成果を広く一般に普及させることにあります。

2. 事業対象と応募資格

事業対象：

エネルギーの消費に伴う温室効果ガスの発生状況等を即時的（リアルタイム）に情報提供する機能（「見える化」）を有した商品等

応募資格：

- ①タイプ A：既に「見える化」機能のある商品等を持っている事業者
- ②タイプ B：既存の「見える化」機能のある商品等は持っていないが構想中のアイデアがある事業者

上記応募資格を満たす民間企業、民間法人、特定非営利活動法人（NPO）、地方公共団体等が対象となります。

3. 事業内容

タイプ A、タイプ B 共に、見える化実施方法を考案し、それを実施して効果を検証するとともに、成果の普及を行っていただきます。ただし、

- ・タイプ A では事業者自ら本事業のために新たにデータ収集していただき、自社の見える化機能を有する商品等の効果を検証していただきます。
- ・事務局から、見える化機能の検証手法への助言を行うとともに、その結果について、有識者による評価を行います。
- ・タイプ B では構想中の商品等に関するアイデアをもとに、効果や効果の評価方法を検討していただきます。

※データの収集にあたっては貴社の負担にて行っていただきます。

本事業に参加することにより、皆様には次のようなメリットが得られます。

- ・タイプ A の皆様は、自ら収集したデータに基づき、自社の商品等の「見える化」の効果を検証する手法及びその結果について、当社及び有識者による助言等の支援が得られます。また、有識者等の第三者による評価を通じて、皆様の効果が客観的に測定できるとともに、広く一般にアピールしやすいものとなります。
- ・タイプ B の皆様は、見える化機器のアイデアを具体化し、想定される効果や問題点を明

らかにした上で、効果の検証方法まで考案することができます。これらのプロセスにおいては、当社及び有識者等の第三者による助言を得ることができます。

応募に際しては、応募事業者に本事業への申請書を提出していただきます。さらに、採択された場合には事業実施計画を作成していただき、実施計画に沿って事業を実施していただくと共に、事務局と連携を図りつつ主体的に事業を進めていただきます。進捗状況については定期的に（月1回程度）事務局に対してご報告をお願い致します。また同事業について、第三者委員会（事業者分科会）による指摘をいただきながら、事業者の方々と議論させていただきます。

<参加者の実施事項>

本事業の募集対象となる「見える化」の取組はそれぞれのタイプで下記の通りです。基本的に測定から分析・評価まで参加事業者の方に実施していただくと共に、手法等も検討していただきます。その際、事務局や分科会がサポートし、第3者として客観的な視点から、それぞれの改善事項や問題点等を検証・提案していく体制で事業を実施します。

	実施主体	参加者の実施項目概要	事務局のサポート
タイプA	「見える化」機能のある商品等をお持ちの事業者・団体 <u>(自社の見える化機能を有する商品等の効果を検証したい。また、自社の商品等の問題点やその対策を知りたい事業者・団体)</u>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事業実施計画の策定 2. 「見える化」手法の検討（測定対象、測定方法、評価方法等） 3. 見える化機器の取付 4. データの収集、分析、評価（本事業のために新たにデータを収集） 5. （必要に応じて）機器回収 6. 温室効果ガス排出量「見える化」の効果の評価、報告（最終報告会等への参加） 7. 実施期間中の進捗状況報告、事務局との情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・効果の評価・分析方法の作成や結果データに基づく分析・評価等を支援します。特に、第3者として客観的な比較評価に務め、それぞれの改善事項や問題点等を検証・提案します。 ・成果発表会を実施し、事業の取りまとめ、各商品等の広報を行います。 ・専用のWebサイトを開設し本事業の成果を公開し、各商品等の普及を支援します。
タイプB	「見える化」機能のある商品等は持っていないが構想中のアイデアがある事業者・団体 <u>(アイデアベースで持っているものを製品化したときにどのような効果があるかを検証したい。また、製品化した場合の問題点等があれば知りたい事業者・団体)</u>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事業実施計画の策定 2. アイデアベースでの見える化機器の仕組み、システムの検討（測定対象、測定方法、効果、評価方法等） 3. 機器導入により可能な収集データの分析手法の確立 4. 想定される効果・問題点等の検証 5. 想定される温室効果ガス排出量「見える化」の効果の評価、報告（最終報告会等への参加） 6. 実施期間中の進捗状況報告、事務局との情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・収集データの分析手法や見える化機器の効果検証を支援します。さらにその新規性や先進性を評価すると共に、実用化を考慮した際の改善事項や問題点等を検証・提案します。 ・成果発表会を実施し、事業の取りまとめ、各商品等の広報を行います。 ・専用のWebサイトを開設し本事業の成果を公開し、各商品等の普及を支援します。

<「見える化」評価・広報事業 スケジュール>

大区分	小区分	内容	時期・期間
公募	公募説明会	<ul style="list-style-type: none"> 事業内容、応募方法等の説明 応募者の交通費は自己負担。 	9/30(木) 10:00-12:00
	申請書受付	<ul style="list-style-type: none"> 郵送により受付 	9/24～10/14
選定	事前の書類審査	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて、対面審査（ヒアリング）を実施 応募者の交通費は自己負担。 	10/19～10/22 ※順次審査開始。
	第1回事業者分科会	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施者の採択 	10/25～11/5の間（予定）
実施計画の策定	採択通知	<ul style="list-style-type: none"> 事業者分科会終了次第、通知。 	～11/8（予定）
	事業説明会	<ul style="list-style-type: none"> 参加者全員に共通する事項について全体説明（2時間程度）と個別相談の2部制とします。 応募者の交通費は自己負担 	11/8の週（予定）
	第2回事業者分科会	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施計画についての改善ポイント等を整理。 ⇒分科会終了後、各事業者にフィードバック 	11月中旬（予定）
実施	事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> 月1回程度、事業の進捗状況について、事務局に報告 	事業計画確定後～1月末（予定）
効果検証	事業の終了	<ul style="list-style-type: none"> 事業成果の報告 	1月末
	第3回事業者分科会	<ul style="list-style-type: none"> 各事業の効果の検証 等 	2月中
報告会	最終報告会	<ul style="list-style-type: none"> 各事業の成果発表 	2月～3月

※上記スケジュールは現時点での予定であり、今後変更になる場合があります。

<申請の際にご記入いただく内容>

申請書にご記入いただく内容は下記の通りです。詳しくは申請書の作成要領を御覧ください。

表 1 タイプ別の申請書の概要

タイプ別	ご記入いただく事項
タイプ A	<ol style="list-style-type: none">1. 事業主体の概要2. 「見える化」機能のある商品等の概要3. 同システム構成（「見える化」システム自体と、効果測定のためのモニタリングシステムの両方）4. 機器使用条件5. 期待される温室効果ガス削減効果6. 「見える化」の効果測定方法（実験手順、測定データ、効果測定の考え方等）7. 事業成果の普及方法、今後の取組の展開
タイプ B	<ol style="list-style-type: none">1. 事業主体の概要2. アイデアのある「見える化」機能のある商品等の概要3. 同システム構成（「見える化」システム自体と、効果測定のためのモニタリングシステムの両方）4. 機器使用条件5. 期待される温室効果ガス削減効果と削減メカニズム（削減効果の考え方）6. 「見える化」の効果測定方法（実験手順、測定データ、効果測定の考え方等）7. 事業成果の普及方法、今後の実用化への展開

<公募説明会の開催>

本事業の公募説明会を次の通り開催し、本事業の公募内容と審査の対象となりうる「見える化」の取組を事務局から具体的に説明させていただくとともに、応募を検討されている方々から質問を受け付け、回答させていただく予定にしております（参加は任意であり、申請書類提出の条件ではありません）。

（温室効果ガス排出量「見える化」評価・広報事業公募説明会）

日時： 平成 22 年 9 月 30 日（木） 10:00～12:00

場所： 株式会社三菱総合研究所 1階 AV ルーム

東京都千代田区大手町 2 - 3 - 6

電話：03-3277-5392

4. 採択基準

選定に当たっての判断基準は以下の通りです。

次表の観点で評価を点数化しつつ、原則として合計値で判断します。ただしタイプ A に関して

は普及可能性や削減効果に注目し、タイプ B に関してはアイデアベースということもあり新規性・先進性に注目して総合的に判断します。

表 2 事業採択のための評価項目

評価項目	タイプ A	タイプ B
a. 見える化の意義	○	○
b. 新規性・先進性	◎	◎
c. 事業による温室効果ガス削減効果	◎	◎
d. 広く普及した場合の温室効果ガス削減効果	◎	○
e. 費用及び費用対効果	○	○
f. 事業としての実現可能性	○	○
g. 一般への普及可能性（普及・啓発活動への協力内容も含む。）	◎	◎

凡例) ◎：特に重視、○：重視

最終的な採択予定数は、タイプ A が 5 件程度、タイプ B が 1～2 件程度を想定しています。（採択数は、応募数等により多少変更する場合があります）

5. 事業採択手続きの流れ

(1) 申請書提出

- ・指定の様式に従って申請書を提出していただきます。
(必要な個人情報を御記入いただけない場合は、申請書を受理できない場合があります)
- ・ご提出いただいた申請書に基づいて、事業者分科会により審査が行われます(平成22年10月25日～11月5日を予定。申請書は、個人情報を除いた上で事業者分科会での配布資料として提出する旨を事前にご了承下さい)。書面についての審査を基本としていますが、事務局が必要と判断した場合は、審査に先立って、応募者へのヒアリング等を実施します。
審査に当たっては、2.事業対象と応募資格及び4.採択基準を踏まえ、総合的に評価します。

【個人情報の取扱いについて】

当事業の公募は、環境省より委託を受け、株式会社三菱総合研究所が事務局を務めております。当事業への応募書類の情報は、当社、環境省及び事業者分科会の専門家メンバー等が、当事業への応募の審査の目的に限り利用します。ただし、計画書に記載された住所、氏名、電話番号等の個人情報に関しては当社が管理し、環境省及び事業者分科会へ提供することはありません。

また、個人情報は当社の「個人情報保護方針」及び「個人情報の取扱いについて」に従い適切に取り扱います。個人情報の取扱いについての詳細やお問い合わせは、末尾記載の「個人情報のお取り扱いについて」をご覧ください。

(2) 審査結果の通知

- ・審査結果については、応募団体あて(応募書類に記載の電子メール)(電子メールがない場合は封書)に通知します(平成22年11月8日頃までを予定)。あわせて、採択案件の団体名及び事業の概要を環境省及び株式会社三菱総合研究所から公表します。
- ・なお、採択/不採択の理由等についての問い合わせには応じられません。

(3) 効果測定結果および進捗状況の報告

- ・参加事業者には、初めに事業実施計画を提出していただき、事業者分科会でのコメントや事務局と連携を図りながら事業を進めていただきます。また、その間にも進捗状況を報告していただき、事務局と適宜状況共有します。
- ・最終的に事務局において事業者ごとに事業全体の評価・検証を実施しますので、参加事業者にはそのための報告書(日本語)とその概要版(日本語)を提出していただきます。報告書には、測定結果及び効果の評価等をまとめたものを記載いただきますが、これらの仕様については別途お知らせします。なお、報告書の提出時期は、平成23年1月末です。
- ・平成23年2月に開催される事業者分科会での審査を経て、公開を前提とした最終報告会を開催致します。(最終報告会の開催時期は2月下旬から3月を想定しています。)この報告会では、各事業者ごとにパネルを掲示しますので、事業の皆様にはパネルに用いる原稿の提出をお願い致します(パネル自体は事務局で作成致します)。

6. 応募の方法

(1) 申請書の書式（応募様式について）

応募に当たり、提出が必要となる書類は、「平成 22 年度「見える化」機器の評価・検証のための申請書とします。申請書の作成に当たっては、必ず、以下の電子ファイルをダウンロードして作成するようお願いします。（記入方法に関しては作成要領をご覧ください）

■申請書(タイプ A)

■申請書(タイプ B)

■申請書(タイプ A) 作成要領

■申請書(タイプ B) 作成要領

[必要に応じ参考資料を添付していただいで結構です。詳しくは作成要領をご覧ください。]

(2) 申請書の提出方法について

申請書を印刷したもの 1 部及び電子ファイルを取めた CD-R 1 枚を、以下の住所宛にご送付下さい。なお、CD-R に収めるファイルは、ファイル名を「申請者名（会社名、団体名）」としてください。（例）株式会社〇〇工業、〇〇建設株式会社 等

（温室効果ガス排出量「見える化」評価・広報事業事務局）

株式会社三菱総合研究所 環境・エネルギー研究本部 地球温暖化戦略研究グループ

〒100-8141 東京都千代田区大手町 2-3-6

電話：03-3277-5392 E-mail：mieruka-ji@mri.co.jp

◎ファイルの作成・保存に関する注意

- ・ダウンロードした申請書を基に作成して下さい。
- ・電子ファイルを作成するアプリケーションソフトによる保存形式は Microsoft Word2007、Microsoft Excel 2007 以下のバージョン形式としてください。使用するフォントについては一般的に用いないものを使用しないでください。
- ・当該電子ファイルにマクロ等の機能を付与しないでください。このようなファイルは受理致しません。
- ・また Windows 以外の OS を搭載したパソコンで申請書を作成した場合、必ず Windows を搭載したパソコンでファイルを展開できることを確認の上、提出してください。ダウンロードした Microsoft Word や Microsoft Excel の様式を一太郎その他のアプリケーションのファイルに変換して御提案していただいた場合及び当方の Windows を搭載したパソコンで展開できない状態で送付された場合は受理できませんので、御注意ください。
- ・受付の確認：当方で受付した場合、実施計画書に記載いただいたメールアドレス宛にご連絡差し上げます。当方へ送付後、数日してもメール連絡が無い場合、電話にてお問い合わせください。

(3) 御提出いただいたファイル等について

- ・ 御提出いただいた書類及びファイルは、返却いたしません。なお、提案書類は、個人情報を除いた上で、事業者分科会での配布資料として提出する旨を事前にご了承下さい。

(4) 応募書類の受付期間について

受付期間は以下の通りとします。

表 3 受付期間

受付期間	備考
平成 22 年 9 月 24 日（金） ～10 月 14 日（木）必着	受付期間以降に当方に到着した書類のうち、遅延が当方の事情に起因しない場合は、応募課題として受け付けできません。

7. 問合せ先

公募全般に対する問い合わせは、極力、電子メールにてお願いします。なお、電子メールの件名（題名）は「温室効果ガス排出量「見える化」評価・広報事業公募問い合わせ」としていただきますようお願いいたします。

（温室効果ガス排出量「見える化」評価・広報事業事務局）

株式会社三菱総合研究所 環境・エネルギー研究本部

〒100-8141 東京都千代田区大手町 2-3-6

電話：03-3277-5392 E-mail：mieruka-ji@mri.co.jp

※なお、当事務局は、10/18（月）から事業所移転のため、問合せ先が変わります。

（電話番号は、03-6705-5126 となります。電子メールは、mieruka-ji@mri.co.jpのまま変更はございません。）

10/15（金）と 10/18（月）は事業所移転作業となっており電話は通じません。

その期間を含め、問合せは原則、電子メールでお願い致します。

8. 事業実施結果の取り扱い

採択された案件の事業実施結果（最終報告書等）は、個人情報を除きインターネット等により広く公開することを前提にします。

<以 上>

個人情報のお取り扱いについて

「事業者の提供する商品・サービスに係る温室効果ガス排出量「見える化」の評価・広報事業」は、環境省からの業務委託により株式会社三菱総合研究所が事務局を務めております。

本事業にご参加を希望される方は、以下の「個人情報のお取り扱いについて」にご同意いただいた上で、別紙参加申込書にご記入いただき、お申し込み下さいますようお願い致します。

【個人情報のお取り扱いについて】

- (1) ご記入いただきました個人情報は、本事業について、以下のような場合にご連絡させていただきます。利用させていただきます。
 - ・応募書類に不備がある際の問い合わせ。
 - ・審査結果の通知。
 - ・提案内容についての質問。
- (2) ご記入いただきました個人情報は、必要なセキュリティ対策を講じ、厳重に管理致します。
- (3) ご記入いただきました個人情報は、外部事業者への委託及び第三者への提供の予定はございません。
- (4) ご記入いただきました個人情報は、利用目的終了後は、三菱総合研究所が責任をもって廃棄いたします。

【お問い合わせ先】

- ・事務局（評価・広報事業についてのご質問等）

(株)三菱総合研究所 環境・エネルギー研究本部

地球温暖化戦略研究グループ 山田

電話：03-3277-5126、FAX：03-3277-0512、E-mail：mieruka-ji@mri.co.jp

(※2010年10月18日からは、電話：03-6705-5126 FAX：03-5157-2146)

- ・個人情報に関するご連絡先、苦情・相談窓口

(株)三菱総合研究所 広報・IRグループ 広報室

電話：03-3277-4515、FAX：03-3277-3490

(※2010年10月18日からは、電話：03-6705-6004 FAX：03-5157-2169) E-mail：

prd@mri.co.jp URL：<https://secure.mri.co.jp/MRI/kojin>

【弊社の個人情報保護管理者】

株式会社三菱総合研究所 常務執行役員 渡井康之

(連絡先：03-3270-9211、E-mail:privacy@mri.co.jp)

◆弊社の「個人情報保護方針」「個人情報のお取り扱いについて」をご覧になりたい方は<http://www.mri.co.jp/TOP/privacy.html>をご覧ください。又、ご請求いただければお送り致します。

お問合せ番号：P022742-001-c